

## 首都圏人材確保支援事業の支給申請に関する誓約事項

※確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

誓 約 事 項	チェック欄
1 首都圏人材確保支援事業に関する報告及び立入調査について、愛知県及び西尾市から求められた場合には、それに応じます。	<input type="checkbox"/>
2 以下の場合には、首都圏人材確保支援事業実施要綱に基づき、の全額又は半額を返還します。	<input type="checkbox"/>
(1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により支給決定を受けたことが明らかになった場合：全額	<input type="checkbox"/>
(2) 申請日から3年未満に移住先市町村から転出した場合：全額	<input type="checkbox"/>
(3) 申請日から1年以内に要件を満たさず職を辞した場合：全額	<input type="checkbox"/>
(4) 交付決定を取り消された場合：全額	<input type="checkbox"/>
(5) 申請日から3年以上5年以内に移住先市町村から転出した場合：半額	<input type="checkbox"/>
3 返還にあたり、受領した日から返還金を納付した日までの日数に応じ、計算した加算金を請求された場合は、これを納付します。 また、返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、計算した遅延利息を請求された場合は、これを納付します。	<input type="checkbox"/>

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年 月 日

署名欄： \_\_\_\_\_

首都圏人材確保支援事業に係る個人情報の取扱い

西尾市は、首都圏人材確保支援事業の実施に際して得た個人情報について、西尾市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、西尾市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。